

新規技術(8月受理分)の先進医療A又は先進医療Bへの振り分け結果について

● 8月受理分の新規技術の先進医療A又は先進医療Bへの振り分けについては、座長の判断により先進医療会議を持ち回りで開催し、構成員全員が書面での検討を行った結果、以下のとおりの振り分けとしました。

受理番号	先進医療A又はBへの振り分け結果	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・医療機器等情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	受理日※3
053	先進医療B	骨髄由来間葉系細胞による顎骨再生療法	腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等により、広範囲な顎骨欠損若しくは歯槽骨欠損(「J109広範囲顎骨支持型装置埋入手術」に準ずる)	別紙1-1	別紙1-2	＜間葉系細胞群の場合＞ 1)インプラント治療の場合:101万8千円 2)義歯治療の場合:101万8千円 (研究費で負担するため、被保険者の負担はない。) ＜対照群の場合＞ 1)インプラント治療の場合:12万4千円 2)義歯治療の場合:12万4千円 (研究費で負担するため、被保険者の負担はない。)	＜間葉系細胞群の場合＞ 1)インプラント治療の場合:81万円 2)義歯治療の場合:46万円 ＜対照群の場合＞ 1)インプラント治療の場合:80万6千円 2)義歯治療の場合:45万5千円	＜間葉系細胞群の場合＞ 1)インプラント治療の場合:35万2千円 2)義歯治療の場合:20万円 ＜対照群の場合＞ 1)インプラント治療の場合:35万円 2)義歯治療の場合:19万8千円	H27.8.11

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

- 【備考】
- 先進医療A
- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
- (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
- (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- 先進医療B
- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。